

## 和解書

S・A子及び代理人（以下「甲という」）と株式会社△△（以下「乙という」）は、2022年1月1日付け甲作成の「通知書」による紛争につき、本日、下記のとおり和解合意した。よって、その証として本書2通を作成し各自1通を保有する。

### 記

- 2020年1月1日の契約を解約する。
- 甲は飲食した健康食品と使用した化粧品（開封したものを含む）の代金として5万円を負担する。
- 甲は健康機器の使用料として10万円を負担する。
- 甲は上記2の未開封品および3の機器を元払いで乙に返品する。
- 乙は商品受け取り後、直ちに内容を確認したうえ、受領した30万円より、1. 2による金額を控除した残金15万円を当月末日限り、代理人甲の指定口座（〇〇銀行××支店 普通1234567 Y法律事務所）に振り込む方法で支払うものとする（振込料は乙の負担）。なお、乙が受け取った商品が通常の使用範囲を超えた損傷、汚れ滅失等があった場合は直ちに申し出ること。
- 甲と乙は本書に定める他は何ら債権債務がないことを確認し、今後一切異議申し立てをしないものとする。また、本件について一切他言しないものとする。
- 代理人甲は本件に関わる事実を公表すること、また電磁的方法を含む一切の広告に使用しないものとする。
- 万一、本書に定めなき事項があった場合は双方が誠意をもって話し合い解決するものとする。

以上

2022年12月14日

	住所		
	S・A子		印
甲)	住所		
	代理人 Y法律事務所		
	代理人 代表弁護士A 弁護士B 弁護士C		印
	住所		
乙)	△△株式会社		印
	代表取締役▲▲		

## 和解書作成のポイント

標題は「和解書」が適當

標題は「示談書」「合意書」「和解契約書」などがある  
相手方（消費者・代理人弁護士等）を「甲」に自社を「乙」に  
相手方に多少の敬意をはらう

### 2 通作成の取り交わし

和解書は一方的な差し入れではないので2通作成

#### 1. 契約日を必ず記載

契約の特定が重要。必ず契約日を入れる

この場合は中途解約なので「解約」

契約を白紙に戻す「解除」ではないので「解約」とする

#### 2. 「開封したもの」について明記

使用したものはわかりやすいが、開封だけのものは判断しにくいので明記する

#### 3. 「使用料」が適當

「解約損料」や「不当利得」は消費者にはわかりにくく、相手方に不快

#### 4. 送料負担を明記

#### 5. 「控除」「相殺」で

清算は「控除」「相殺」が便利

「代理人口座」に振り込む

「代理人口座」が一般的

「振込料」の負担を明記

商品の状態の確認事項を盛り込む

商品の状態が悪い場合があるので、必ずこの事項を入れる

#### 6. 「債権債務がない」「異議申し立てしない」「一切他言しない」を盛り込む

#### 7. 公表・広告しない

たちの悪い弁護士には必ず必要。HPで弁護士の姿勢を確認

#### 8. 定めなき事項は必要に応じて盛り込む

以上